

## 新スポーツセンター基本構想検討会設置要綱

30 千地生ス発第 125 号  
平成 30 年 6 月 13 日

## (設置)

第 1 条 千代田区立新スポーツセンター（以下「新スポーツセンター」という。）の整備に当たり、その基本的な考え方となる基本構想を策定するため、新スポーツセンター基本構想検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新スポーツセンターの基本構想の策定に関すること。
- (2) 基本構想の策定に向けた調査及び研究に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

## (構成)

第 3 条 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 体育協会の代表
- (3) スポーツ推進委員協議会の代表
- (4) 青少年委員
- (5) 千代田区小学校の教職員
- (6) 健康づくり推進員
- (7) 障害者共助会の代表
- (8) 連合町会の代表
- (9) 公募区民
- (10) 民間スポーツ施設運営事業者
- (11) 千代田区職員（関係部課長）
- (12) その他区長が必要と認めた者

2 検討会は、18 名以内の委員をもって構成する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、個別に委員の任期を定めることができる。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 検討会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。

- 4 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し検討会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、地域振興部生涯学習・スポーツ課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月13日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。